

令和7年度第1回酒田市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日 時：令和7年7月10日（木）午後1時30分～午後2時15分

場 所：酒田市役所3階 第1会議室

出席者：朝岡剛委員、阿曾眞由美委員、高橋美恵子委員、後藤香委員、碓谷真弓委員、荒生桂子委員、小野英男委員、原田勇委員、以上8名

欠席者：岡田恒弘委員、以上1名

事務局：健康福祉部長、高齢者支援課長、高齢者支援課地域包括支援主幹、高齢者支援課長補佐、地域包括支援主査兼係長、介護給付係長、介護給付係副主幹

1 開 会

2 会長選出

3 会長挨拶

4 協 議

(1) 令和6年度 酒田市地域包括支援センター運営状況について

(資料4)

委 員

権利擁護業務の成年後見制度活用について、利用が必要と思われる方で親族がいる場合は、申立手続きの支援を行う NPO と連携するとの記載があるが、具体的にはどのような団体があり、どのような連携があったか教えていただきたい。
2点目として、認知症事業で令和5年度まで記載があった酒田あんしん声かけ隊についての記載がないが、事業が廃止されたのか。以前登録した方にどのような案内がされたのか教えていただきたい。

事務局

酒田声かけ隊は、地域で困っている認知症の方に声をかけるサポーターを増やすため、協力していただける方に登録をしてもらい、声かけ隊のカードを渡していた。認知症サポーター養成講座と似通った趣旨の活動であり、現在は廃止という形となっている。認知症サポーター養成講座では、引き続き認知症の方への対応について等周知を継続している。

成年後見制度の活用については、制度の利用が必要と思われる方について、親族へ制度や手続きの説明をしたり、親族のいない方については市長申立について対応している現状。市では成年後見制度の相談は地域福祉課福祉総合相談窓口で担当し、相談が増加している状況等から、現在成年後見センターを社会福祉協議会と連携しながら立ち上げの準備をしているところ。これまでは成年後見センターのような専門部署がなく、詳しい手続きについて家庭裁判所に親族が問い合わせる等利用のハードルが高かったり、その方が本当に後見制度利用が適切か、市長申立がよいか、他のサービスが提案できるか等様々な課題もある中で、安心して相談できる体制を準備したいと考えている。NPO の記載があるが、まずは福祉総合相談窓口、包括等とも連携して、今後も進めてまいりたい。

(2) 令和7年度 酒田市地域包括支援センター事業実施方針について

(資料1)

委 員

成年後見制度の活用について、親族がいる場合は申立手続きの支援を行う NPO と連携するという記載があり、行政書士の NPO 団体などを想定していると思われるが、現在では、幅広く弁護士や司法書士も申立支援を行っている。また、中核機関として酒田市権利擁護・成年後見センターも 10 月に開設されるため、来年度の方針作成に当たっては、記載内容の見直しをお願いしたい。

事務局

来年度について記載内容を見直したい。ご意見ありがとうございます。

- (3) 日常生活圏域再編に伴う酒田市地域包括支援センターの活動状況について (資料2)
質疑等なし。

5 報 告

- (1) 令和5年度 酒田市地域包括支援センター事業評価について (資料3)
質疑等なし。

6 閉 会